

## 令和3年度コミュニティバスの評価について

### 1. はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、生駒市のコミュニティバスの利用者も令和2年度に引き続き、令和元年度を下回る状況となっている。

令和2年度においては、従前通り評価を行うことは適切ではないと考え、評価を実施しないこととした。

本資料では、今年度のコミュニティバスの利用状況を整理し、今年度の評価の考え方について検討した。

### 2. 生駒市コミュニティバスの今年度の利用状況

路線別の各月の日平均利用者数における対令和元年度比は以下のとおりである。

生駒市独自の感染拡大緊急警報が出された4月～5月、8月～9月は令和元年度と比較して60%～80%程度と減少している。

感染拡大緊急警報が解除された翌月（6月・10月）は80%～90%と回復傾向にあるが、令和元年度と同程度にまでは戻っていない。

表1 令和3年度の路線別の月利用者数の対令和元年比算出結果

路線	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
光陽台線	76%	74%	86%	77%	83%	81%	86%
門前線	82%	67%	85%	72%	77%	83%	85%
西畑・有里線	80%	61%	81%	67%	82%	83%	91%
北新町線	85%	78%	96%	74%	79%	81%	84%
萩の台線	80%	79%	97%	87%	83%	88%	77%

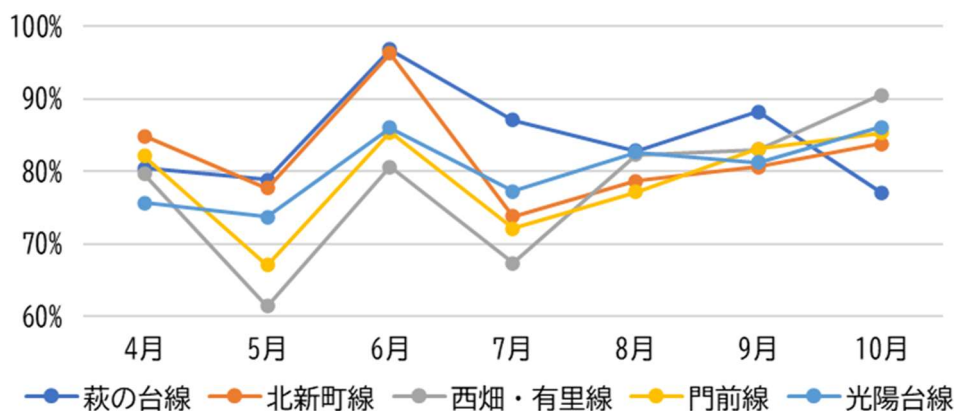


図1 令和3年度の路線別の月利用者数の対令和元年比算出結果

※生駒市独自の感染拡大緊急警報：4月19日～5月31日、8月2日～9月30日

### 3. 今年度の評価の考え方（案）

- 1) 生駒市独自の感染拡大緊急警報が出された4月・5月・8月・9月は、運行費用（期間比率）、運賃収入（実収入）とも評価対象から除外する。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
感染拡大緊急警報のため対象外	今年度の評価対象期間		感染拡大緊急警報のため対象外	今年度の評価対象期間							

- 2) 6月・7月と10月以降については、新型コロナウイルスの感染拡大による影響分（減少分）を控除するものとし、全国的な公共交通機関（できればバス）の利用者数の対令和元年度同月比をもとに減少分を考慮する。

⇒例：他の公共交通機関の利用者数が令和元年度の75%だった場合

生駒市のコミュニティバスの利用者も同様に令和元年度の75%であるとし、減少分の25%の利用者の運賃収入相当額について、当該月の運行費用から除外する。

	新型コロナウイルスによる利用者減少分
今年度の〇月の利用者数：A(人)	$A \times 0.25 \div 0.75$ (人)
全国的な公共交通機関の利用者数の令和元年度同月比が75%だった場合	
新型コロナウイルスの影響がなかった場合の今年度の〇月の利用者数： $A \div 0.75$ (人)	

A：210人とすると、

新型コロナウイルスの影響がなかった場合の今年度の利用者数は、

$$A \div 0.75(\text{人}) = 210 \text{ 人} \div 0.75 = 280 \text{ 人と推定される。}$$

新型コロナウイルスによる利用者減少分は、

$$A \times (0.25 \div 0.75) = 210 \times (0.25 \div 0.75) = \underline{70 \text{ 人}(=280 \text{ 人} - 210 \text{ 人})}$$

$$\Rightarrow \text{運行費用からの控除額：} 70 \text{ 人} \times 200 \text{ 円} = 14,000 \text{ 円}$$

- 3) 令和元年度同月の利用者数以上となった月次は、2)の補正は行わず、実績値を用いる。同様に、全国的な公共交通機関の利用者数が対令和元年度同月を上回った場合（例：105%）についても補正は行わず、実績値を用いる。

#### ■懸案事項

- ・生駒市のコミュニティバスの評価に適合する公共交通機関の対令和元年度利用者比率が得られるか不明。(例：通勤通学主体の路線バスだと減少率が大きい可能性がある、都市の規模を考慮する必要がある、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、自治体独自の宣言等による地域の違いを考慮する必要がある等)
- ・生駒市独自の感染拡大緊急警報が出されていた4月・5月・8月・9月を評価期間から除外したが、6月・7月や10月以降も特異な状況であることに変わりはなく、8ヶ月を評価期間とすることが妥当と言えるのか。(例：近隣地域の感染状況の影響、ワクチン接種状況の影響等)
- ・アフターコロナ、ウィズコロナの定着を見据えて評価を実施する必要がある。



#### ■今年度の評価について

- ・上記の懸案事項を解決することは困難であるため、昨年度に引き続き、今年度も評価を実施しないこととする。